

慶 弔 見 舞 金 規 程

東京都社会保険労務士会世田谷支部

(目的)

第1条 この規程は東京都社会保険労務士会世田谷支部業務協力会（以下「協力会」という）の会員の慶弔見舞金に関する事項につき定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は世田谷支部業務協力会会員（以下「会員」という）に適用する。

(慶祝)

第3条 会員が公的機関より表彰等を受け又は特別の荣誉に浴した時は記念品を贈って慶祝する。

但し知事又は労働基準局長以上の賞とし、記念品は支部役員会にて決定する。

(結婚祝)

第4条 会員が結婚したときは、結婚祝いとして¥30,000を贈る。

(弔慰)

第5条 会員又はその家族が死亡したときは、次の各号の弔慰金と花輪もしくは生花を贈る。

会員の死亡の際は支部長又はその代理の者が参葬する。

一 会員の場合 ¥20,000と花輪もしくは生花

二 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）の場合 ¥10,000と花輪もしくは生花

三 実子もしくは養子又は実父母もしくは養父母の場合 ¥10,000と花輪もしくは生花

第三号に該当する者の範囲は、その者の死亡当時会員と生計を共にしていた者とする。

但し、父母についてはこの限りではない。又配偶者の父母には適用しない。

(傷病見舞)

第6条 会員が負傷又は疾病のため1カ月以上休務するときは、見舞金として¥10,000を贈る。

2 会員が負傷又は疾病のため1週間以上入院した場合は、見舞金として¥10,000を贈る。

(災害見舞金)

第7条 会員の事務所又は住居が不慮の災害にかかった時は、軽微な損害を除き¥10,000ないし¥30,000の範囲内の見舞金を贈る。

会員が支部事業遂行中に、災害にかかった時も同様とする。

金額については、損害、又は災害の程度に応じて支部役員会で決定する。

(事実の確認)

第8条 会員が第3条ないし第8条に該当する場合は、支部長がその事実を確認し支部役員会に報告するものとする。

(特例)

第9条 この規程に定めのない特別の事項については支部役員会にはかりこれを決定する。

2 第3条ないし第8条の規程にかかわらず、特に支部に貢献した会員に対しては支部役員会にはかり、この規程に定める内容以上の方法をとることができる。

3 緊急の場合で支部役員会を召集する余裕がない時は、支部長の専決をもって処理し、事後の支部役員会で追認を求める事ができる。

(運営)

第10条 この規程に該当する事項が発生した場合は、会員 又は その代理の者 もしくはその事実を知った者は、支部長に連絡するものとする。

2 前項の連絡がなかった場合 及び 該当事項の発生時点において支部業務協力会拠出金が完納されていない時は、この規程は適用しないことがある。

3 この規程に該当する事項が二以上にわたり発生した場合は、該当する事項のすべてについてこれを適用する。

(返礼)

第11条 この規程の適用を受けた場合は、返礼の必要はないものとする。

(退会)

第12条 会員が全国社会保険労務士会連合会を退会し、次に該当するときは餞別を贈る。

支部在籍10年以上 ￥20,000

(補則)

第13条 この規定の改廃は、支部役員会において、出席者（委任状を含む）過半数の同意を得て行う。

2 この規定に定めのない事項で、必要な細目規定は、支部役員会の議を経て、支部長がこれを定める。 その改廃についても同じとする。

附則

この規程は平成24年4月13日から改定施行する。

S57.04.09施行、H02.04.06改正、H03.04.19改正、H06.04.14改正、
H09.04.30改正、H12.04.11改正、H23.04.13改正